

確認テスト

所属 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

権利擁護／虐待防止 事例検討編 ①「明らかな虐待行為」と「グレーゾーンな行為」

事例（ある職員Aさんの声）

居室訪問をしたら、便失禁をしている利用者Bさんがいました。リハビリパンツを脱ごうとしたのか両手は便まみれになっていて、服や布団、ベッドや床など本人が触ったところがベタベタに汚れていました。

急いで本人についた汚れを拭き取って着替えさせようとしてしました。その際に爪で引っかかれたり、髪の毛を引っ張られたり、時折足も出て蹴りもありましたが、それでもやり返すことはせず、Bさんの腕を掴みながら必死でなんとか陰部清拭と着替えを行いました。

ただ、「痛いって！やめて！こらっ、おとなしくしなさい！」と言いながらBさんを押さえつけているところを主任に見られてしまいました。さらにBさんの腕を押さえつけた時にBさんの腕に内出血ができてしまいました。

主任から、ヒヤリハット報告書を書くようにと言われましたが、その時に「ちゃんときちんと声かけしたの？」「本人が嫌がっているのに無理やり着替えさせたの？」「相手は認知症なんだから、少々のことは仕方ないことだからね」「〇〇さんも無理矢理やられて、きっと怖かったんだろうと思うよ。それって、専門職としてどうなの？」と責められました。

ちゃんと声かけしてからやったつもりです。それよりも主任の言うとおりにしていたら、便だらけになるのに、嫌がられたらきれいにしてあげることも着替えもしてあげずにほっとけということなのかと思ってしまいます。

そのくせ少しでも対応が遅れたら遅れたで「なぜちゃんと見なかった？」と責めるのに。

利用者さんに対する暴力は絶対いけないけれど、私たち職員のことでも大事に思ってくれるような職場じゃないとやってられないです。

- 1) 明らかに虐待であるであると判断できる行為は何だと思いますか？
- 2) 虐待であるかどうか判断に迷う「グレーゾーン」の行為（「不適切なケア」）は何だと思いますか？
- 3) この事例から何が問題なのか話し合ってみましょう。

- 1) 明らかに虐待であると判断できる行為は何だと思いますか？
- 2) 虐待であるかどうか判断に迷う「グレーゾーン」の行為（「不適切なケア」）は何だと思いますか？
- 3) この事例から何が問題なのか話し合ってみましょう。

1) 解答（例示）

- ・明らかに虐待であると判断できる行為は、内出血ができるほど B さんの腕を押さえつけた行為です。

<解説>

・Bさんの腕を押さえつけたことは、身体的虐待にあたります。身体的虐待とは、本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為を指します。

2) 解答（例示）

- ・腕をつかみながらの「陰部清拭と着替え」の行為。
- ・「こらっ、おとなしくしなさい」のセリフ。

3) 解答

自分で考えたこと、みんなで話し合っただけの整理をします。「正解は〇〇だ」ということを決めていくものではありません。

<解説>

・腕をつかみながらの「陰部清拭と着替え」の行為がグレーゾーンになるか、意見が分かれるところだと思います。しかし、身体的虐待は、本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為も身体的虐待にあたることから、腕をつかみながらの陰部清拭と着替えは身体拘束とも考えられるため、グレーゾーンではなく虐待行為にあたると考えられます。

・「こらっ、おとなしくしなさい」のセリフは、威嚇（いかく）的な発言、態度とも受け取れるので、グレーゾーンではなく、心理的虐待になる可能性があります。

<総合解説>

様々な意見が出たことと思われます。さまざまな意見が出てきたことは、それだけいろいろな考えができるという証拠です。

施設における虐待は、「身体的虐待」に目が向きがちですが、「心理的虐待」もあることを覚えておきましょう。